



伊予三島ロータリークラブ

2024-2025
WEEKLY

No. 4
令和 6. 7. 26
第 3 4 1 4 回



「マンゴーとレイシ」 坂田 瑞 来



2024-2025年度国際ロータリー会長
Stephanie A. Urchick (ステファニー A. アーチック)

事務局 四国中央市金生町下分789-1 四国中央商工会議所内
http://www.iyomishima-rc.jp TEL(0896) 58-3530
E-mail:iyomis@iyomishima-rc.jp FAX(0896) 58-6294
例会 金曜日 12:10~13:10
■会長/佐々木弘実 ■幹事/井川 正 ■会報委員長/中野 航

職業奉仕委員会

委員長 鈴木 和 範



ロータリーにおける職業奉仕とは、職業上の高い倫理基準を保ち、役立つ仕事はすべて価値あるものと認識し、社会に奉仕する機会としてロータリアン各自の職業を高潔なものとする、とされています。私は税理士をしておりますので、自分に置きかえて考えてみると、納税者の期待に応え、かつ納税義務の適正な実現を支援することに加え、脱税等の相談等には決して応じない高い倫理性と高潔性を保つ必要があるということになります。

今回は担当例会になりますので、自分の職業を生かした情報提供を行わせていただきます。相続と事業承継に関する事例を基に、税法と民法の違いを認識していただき、トラブルを未然に防ぐ一助にいただければと思います。

まず、一例目は

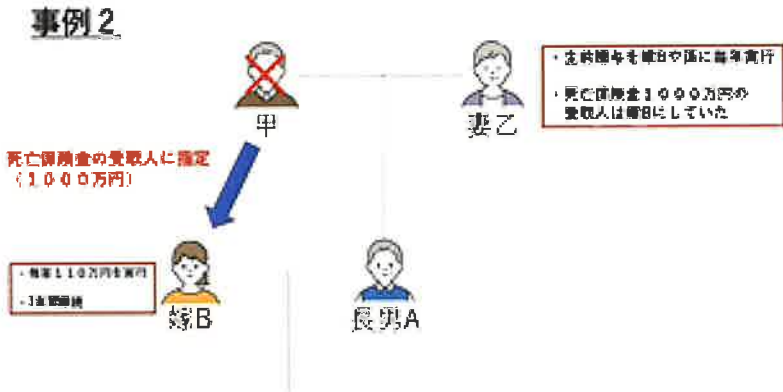
事例1



- 8年前に自社株対策を行って株価を下げた
- 8年前に相続時精算課税により株式を後継者に贈与
- 結果、相続税の節税は上手く行った
- 8年後の相続発生時の株価が当時の株価対策後の20倍となっており、これについて特別受益を主張され、遺留分の問題となり揉める事案となった

相続税は上手く減額することに成功した事例ですが、相続人間のトラブルが生じてしまった事案です。このような税法と民法の考え方の違いを理解しておくことで、将来の問題点を事前に認識・回避することも可能かと思えます。相続人の感情面や法的な対策をする上で、遺言書を残しておくことはやはり有利に働くことが多いと感じています。

次に、二例目は



- 死亡保険金の受取人を長男の嫁にしていた
- 相続発生後、本来なら相続人でない長男の嫁が、死亡保険金を取得したことにより、相続税の納付が必要となってしまった
- この場合、長男の嫁は死亡保険金の非課税は使えず、一親等の血族でもないため相続税も2割加算される
- 良かれと思って受取人を長男の嫁にしたことが、税務上は余分な税金を支払うことになってしまった相続と保険を巡る税務トラブルの事例です。受取人を変更することはすぐにできるので、ご自身やご家族の保険の見直しなども、事前に行っておくことが必要だと思います。

相続に関することは、生前に財産の棚卸しを行って内容を良く把握しておくことや、時間を掛けて対策することで、効果が大きく変わるので、ご自身やご家族の相続問題について考えていただく機会にいただければ幸いです。

第 3 4 1 4 回

例 会 記 録

令和 6 年 7 月 26 日

開会 佐々木弘実 会長

8/23 クラブ協議会
8/30 ガバナー公式訪問

出席報告

出席会員 (33名中) 26名
出席免除会員 1名
出席率 81.25%
第3412回修正出席率 90.63%

幹事報告

・今治RC~創立90周年記念式典のご案内
日 時 10月19日(土)
場 所 今治国際ホテル
登録料 10,000円
・例会変更通知 (川之江)
日 時 8月13日(火) お盆

会長の時間

○定例理事会報告

- ・新会員研修会の開催について 承認 (年3回、30分程度)
- ・8月度プログラムについて 承認
8/2 会員増強・職業分類委員会
8/9 クラブアゼンブリー(ガバナー公式訪問前)
8/16 休会(お盆)
8/23 ガバナー補佐講話、クラブ協議会
8/30 ガバナー公式訪問(川之江RC合同夜間例会)

例会行事

職業奉仕委員会
鈴木和範 委員長

【行事予定】

8/3.4 IAC年次大会(松山)
8/9 クラブアゼンブリー(ガバナー公式訪問前)

8月9日プログラム予定
クラブアゼンブリー
(ガバナー公式訪問前)